商工会だより

第68号
山口県央商工会事務局
本所・阿知須支所
0836-65-2129
秋穂支所
083-984-2738
阿東支所
083-956-0032

年末調整のシーズンです！

今年も年末調整を行う時期となりました。「年末調整」は、給料や賞与等の支払いの際に源泉徴収した税額と、その年（1月～12月）の収入の総額について納付しなければならない正規の年税額とを比較して、その過不足を調整する手続きです。

本年最後の給与支給時に年末調整を行うようにしましょう。

なお、源泉所得税がかからない場合でも、給与の支払があれば「給与支払報告書」を各市町村に提出することになります。

●年末調整源泉所得税納付期限（納期特例分）
平成27年1月20日（火）

●法定調書合計票提出期限
平成27年2月2日（月）

昨年度と変わった点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会の締結した生命共済契約を加えることとされました。

また、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

この改正は、平成26年4月1日以後に支払った掛金について適用されます。

通勤手当の非課税限度額引上げ

この度、所得税法施行令の一部改正が行われ、自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当の非課税限度額が【表1】の通り引き上げられました。

改正後の非課税規定の適用

改正後の非課税規定は、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、適用されません。

① 平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当

② 平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で4月1日以後に支払われるもの

③ ①又は②の通勤手当の差額として支給されるもの

ただし、すでに給与の支給が済んでいる分については、それまでの分の給与計算の再計算はせずに、平成26年の年末調整の際に精算する事になります。

【表1】

片道の通勤距離	1ヶ月の非課税限度額	
	改正前	改正後
2km未満	全額課税	全額課税
2km以上10km未満	4,100円	4,200円
10km以上15km未満	6,500円	7,100円
15km以上25km未満	11,300円	12,900円
25km以上35km未満	16,100円	18,700円
35km以上45km未満	20,900円	24,400円
45km以上55km未満	24,500円	28,000円
55km以上		31,300円

課税済みの通勤手当の精算について

(1) 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用して所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。

(2) 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続きは不要になります。

(3) 年の途中に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

年末調整における具体的な手続きについて

1．既に、改正前の非課税規定を適用して課税された通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

2．「平成26年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、1．の計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

3．また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の欄の金額から2．の新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

4．以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例については、同封しています書類をご確認ください。

給与所得の源泉徴収票の記入について

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

（注）年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正すると同時に、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付をしなければいけませんので、手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

留意点

①1ヶ月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。源泉所得税の計算には、注意してください。

②非課税通勤手当は、所得税の計算をする支給額には含まれませんが、社会保険料の標準報酬月額には含まれますので、この点にもご注意ください。

必要書類

・源泉徴収簿等の毎月の支給額及び税額が分かるもの
・扶養控除等(異動)申告書
・生命保険、地震保険、長期損害保険等の控除証明書
・国民年金等の社会保険料の証明書
・国民健康保険料の領収書
・小規模企業共済掛金払込証明書
・(中途入社の場合)前職の源泉徴収票

事業所ＰＲ

六麟館・ろくりん館のセラピー（代表：沖田 京子）

〒754-1277 山口市阿知須509-17

当整体院は、独自で開発した、骨をボリボリ鳴らさず骨格を元の位置に戻し痛みを取る「ゆーらん法」と筋肉を緩める整体法及びカイロプラクティックの検査法を融合させた施術を行っています。

また、整体師で学ぶ東洋医学と西洋医学の解剖学の他に、当学院の整形外科学の障害・外傷を「ゆーらん法」に役立てています。そのため、症状に合わせ繊細な感覚で安全な手技を行うことができます。

アスリートの筋トレ等、年齢にそった個別指導も行っています。

ぜひ、お気軽にお越しください。

【連絡先】　TEL / FAX：0836-65-5027
HP：六麟館.com

健康診断を受けましょう！

経営を行う際、その前提になるのが日頃の健康管理です。

たとえ良い経営の仕組みや目標を作っても、健康が維持できなければ、その達成は難しくなります。

従業員の皆さまと一緒に経営者、事業主の皆さまも受診され、健康を維持しながら経営改善や売上目標の達成にご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

従業員に定められた健康診断とは？

現在、全ての事業所が、労働安全衛生法により、年1回従業員の健康診断を実施することが義務付けられています。つまり、企業にとって労働者の健康管理が法律・規則で定められた義務の一つとなっており、もし実施しない場合、労働安全衛生法違反となり罰金が発生します。

健康診断の内容は法律で定められており、定期健康診断の費用は、事業主の負担が原則となっています。

また、健康診断を行った際には個人票を作成して5年間保存しておく必要があり、健康診断を受けた従業員に対して、その結果を通知する必要があります。

さらに、事業主は健康診断の結果に基づき医師等の意見を聴取し、必要性があると認められる時は、労働者の健康保持に必要な措置（就業場所の変更、配置転換、深夜勤務日数の回数減など）を講じなくてはいけません。

その他、従業員の健康診断については決まりごとがありますので、不明な点がございましたら、商工会もしくは労働基準監督署までお問い合わせください。

イベント報告

商工会青年部ソフトボール大会

10月19日(日)、山口きらら博記念公園 多目的ドームにおいて「第44回山口県知事杯争奪・商工会青年部ソフトボール大会」が開催され、山口県央商工会青年部Bチーム（阿東支部・秋穂支部合同チーム）が4位入賞を果たしました。

今大会からリーグ戦となり、試合を重ねるたびに疲労が蓄積されるなか、参加した部員達は皆、元気な笑顔で楽しみながら全力でプレーをされていました。

残念ながら今回参加できなかった青年部員の方々も、来年はぜひ参加をしていただき、今回の悔しさを一緒に晴らしましょう。また、スポーツを通じて、青年部員同士の親睦を深めていきましょう。

皆さまの積極的な参加を心からお待ちしています。

第42回あいお花火まつり

山口県央商工会青年部秋穂支部主催による「第42回あいお花火まつり」が、山口市秋穂東の大海漁港で11月2日(日)19時より開催されました。

今年は、水中花火、山口市や周辺地域では唯一となる『一尺玉』など約3000発を打ち上げ、約1万人の来場者の方に楽しんでいただけました。

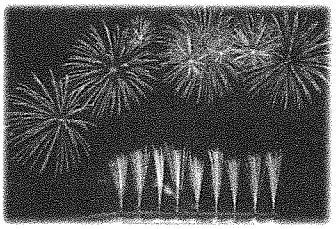

心配された天気も、日中は雨が降ることもありましたが、夕方以降は回復し、晩秋の月空に、ドーンという音と共に次々と大輪の花が咲き、会場一帯は、大勢の来場者の歓声や拍手で賑わいました。

阿知須ふれあいまつり＆アートギャラリー

11月9日(日)、JR阿知須駅前から商店街を会場とした「第28回あじすふれあいまつり・あじすアートギャラリー」を開催いたしました。

商工会は、アートギャラリーを担当し、商店街において明治～昭和にかけて阿知須地域で使われていた暮らしの道具類の展示、アート活動をされておられる方及び中学校生徒による手作り作品の展示、さらには、来年開催される世界スカウトジャンボリー、ねんりんピックPR等を行いました。

また、阿知須地域を活気づけるため、岩国西商工会女性部周東支部の方々が中心となって結成された「高森チンドン隊」をお招きし、駅前でのステージイベントへの出演後、商店街を練り歩いていただき、イベントを盛り上げていただきました。